

Business Certificate news

No.TCCI-155
Date : 2022 年 3 月 3 日

【重要】台湾向け日本産食品の原産地証明を申請される方へ

台湾政府より、福島県・栃木県・群馬県・茨城県・千葉県などで生産・加工された食品に対して課されていた輸入規制措置の緩和が 2022 年 2 月 8 日に発表されました。これに伴い、同政府より、従来の運用の継続(原産地証明の「6.Remarks」欄への製造県・生産県記載)に加え、指定文言を書き加えるよう要請がありました。
(※2022 年 3 月 31 日発給分までは移行期間として現状の様式でも可)

今後、台湾向け食品の原産地証明書をご申請される方は、従来の「製造県・生産県の記載」に加え、以下要領に従って指定文言を記載の上、ご申請ください。

※従来通り製造証明書等(別紙 sample 参照)が必要になります。ご注意ください。

記

指定文言：

This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.

記載例：

5. Transport details	6. Remarks
From : Yokohama, Japan	This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI. Place of manufacture 1-2 Fukuoka Pref. 3 Hyogo Pref.
To : Kaohsiung, Taiwan	
Shipped per : Ocean Bridge	
On or about : June 15, 2015	

※目立させるため赤字で印字しておりますが、実際の申請の際は、必ず黒字で印字ください。

赤字で印字された場合は、原産地証明書の作り直し・差し替えをお願い致します。

※「6.Remarks」欄へ記載しきれない場合は、記載事項の最後に「*(アスタリスク)」を付し、7 欄にも同様に「*」を付し、その後引き続きを記載してください。

※本指定文言は、文言の性格上、典拠 Invoice への記載は不可です(原産地証明書のみに記載してください)。

※本指定文言の内容をアレンジすると台湾側で拒絶されます。そのまま原産地証明書に記載ください。

※本指定文言の記載は、台湾政府要請に基づき、同国向け食品にかかる原産地証明書のみ認められた特別対応です。インボイス証明、サイン証明、台湾以外の国向け原産地証明書などへ転用は一切できません。

以上

(別紙: 製造証明書 sample)

××××年×月×日

〇〇株式会社 御中

SAMPLE

株式会社△△印

製造証明書

株式会社△△の社印

下記につきまして、当社で製造した商品であることを証明いたします。

記

- 品名 醤油 (SOY SAUSE)
- 数量 100 SET (1SET 300ml×12本)
- 製造日 ◇◇◇◇年◇月◇日
- 製造場所 株式会社△△ 神奈川工場
神奈川県藤沢市×-×-×

以上

【本件担当】株式会社△△ 氏名・電話番号